

## 三角合併の税制措置の整備

制度調査部  
鳥毛 拓馬

### 2007年度税制改正シリーズ

#### 【要約】

12月14日、与党税制改正協議会は、「平成19年度税制改正大綱」を公表した。

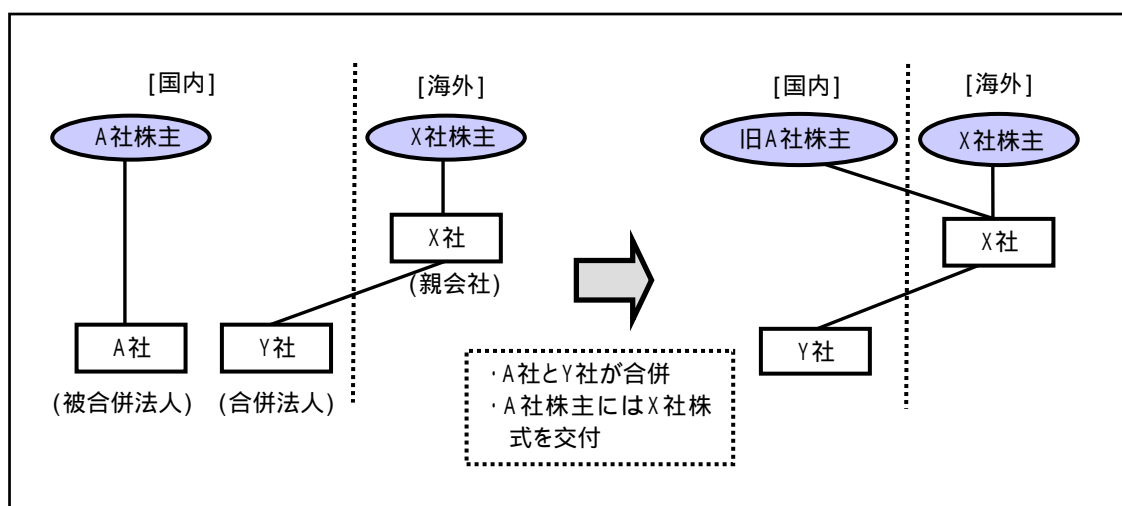
大綱では、2007年5月に、会社法において解禁される三角合併に関する税制が盛り込まれた。

本稿では、被合併法人及び被合併法人の株主の一般的な課税関係について概観したうえで、大綱の内容について整理する。

#### 1. 資産の移転に伴う譲渡損益の非課税、被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の課税繰延べ

会社法の下では、2007年5月1日から、合併の際に、被合併法人(図表1のA社)の株主(A社株主)に対して合併法人(Y社)の株式ではなく、親会社(X社)の株式を交付するいわゆる三角合併も可能となる(合併対価の柔軟化。会社法第749条1項2号)。

図表1 三角合併のイメージ



(各種資料を基に大和総研制度調査部作成)

現行法人税法の下での三角合併の課税関係<sup>1</sup>については、三角合併が適格合併に当たるのか、それとも非適格合併に当たるのかによりその課税関係は異なる。

適格合併に当たるためには、合併対価の要件(被合併法人の株主が合併法人株式以外の資産の交付を受けないこと)、合併当事者間(被合併法人と合併法人)の要件(図表 2)を満たさなければならない。

図表 2 合併当事者間(被合併法人と合併法人)の要件

企業グループ内の合併		共同事業を営むための合併
完全支配関係がある法人間	支配関係がある法人間	
完全支配関係(被合併法人と合併法人との持分関係が100%)の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配関係(被合併法人と合併法人との持分関係が50%超100%未満)の継続</li> <li>・ 従業員の80%以上の引継ぎ</li> <li>・ 主要な事業の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業関連性</li> <li>・ 事業規模がおおむね5倍以内または特定役員の引継ぎ</li> <li>・ 従業員の80%以上の引継ぎ</li> <li>・ 主要な事業の継続</li> <li>・ 合併法人株式の80%以上の継続保有 (株主50人未満の会社のみ)</li> </ul>

(各種資料を基に大和総研制度調査部作成)

適格合併と非適格合併の課税関係の比較については次ページ図表3のとおりである。これらの表から、現行法人税法では、三角合併が行われると被合併法人(A社)、被合併法人の株主(A社株主)に次のような問題が生じることがわかる。

まず、被合併法人(A社)については、保有資産等に譲渡益課税が行われる。

三角合併が、被合併法人の株主(A社株主)に合併法人(Y社)の株式ではなく、親会社(X社)の株式を交付するものであるから、適格合併の要件の一つである「被合併法人の株主が合併法人株式以外の資産の交付を受けないこと」という要件(前記 合併対価の要件)を満たさないことになる。よって、三角合併は、非適格合併として取り扱われる。

この場合、原則として、被合併法人(A社)から合併法人(Y社)への資産等の移転は、時価で譲渡されたものとみなされるので、被合併法人(A社)に譲渡益課税が行われることになる。

次に、被合併法人の株主(A社株主)については、三角合併においては、被合併法人の株主に合併法人株式以外の資産が交付されるため、現行法人税法の下では、みなし配当課税と株式譲渡益課税が

<sup>1</sup> 三角合併の課税関係に関しては、以下の制度調査部情報も参照されたい。

- ・ 「三角合併と株主への課税～会社法の制定により浮上する課税問題～」 2006. 4.26 制度調査部 齋藤 純
- ・ 「三角合併への税制上の対応～課税繰延べと租税回避防止措置を検討～」 2006.11.30 制度調査部 吉井 一洋

発生することになる。

このように、三角合併が行われると、現行法人税法のままでは、被合併法人に資産の譲渡益課税、被合併法人の株主にみなし配当課税、株式譲渡益課税が生じることになる。税制が整備されなければ三角合併の利用が進まない可能性があり、税制措置の整備が求められていた。

図表3 適格合併と非適格合併の課税関係の比較

		被合併法人の課税関係	被合併法人の株主の課税関係	
			みなし配当課税	株式譲渡益課税
非適格合併	被合併法人の株主に合併法人の株式以外の資産が交付される場合	被合併法人が移転する資産等を合併時の時価により合併法人に譲渡したものと、被合併法人にキャピタルゲイン課税が行われる。	生じる	生じる
	被合併法人の株主に合併法人の株式のみが交付される場合			生じない
適格合併		被合併法人が最後事業年度終了時の帳簿価額により資産等を合併法人に引き継いだものとして取り扱われるため、譲渡損益は発生しない(非課税)。	株主に対して一切課税は生じない。	

(各種資料を基に大和総研制度調査部作成)

2007年度税制改正大綱では、三角合併において、親会社(X社)が合併法人(Y社)の100%親会社であり、被合併法人の株主(A社株主)に親会社株式のみが交付される場合には、被合併法人等の株主の旧株に対する譲渡益の課税繰延べを認めることとしている。

また、合併等対価として親会社の株式のみが交付されるという要件を満たし、かつ、同一グループ内または共同事業を行うための三角合併であるなど、合併後も同一事業を継続すると認められる場合は、適格三角合併として、被合併法人(A社)の資産の移転に伴う譲渡損益を非課税とすることとしている。

さらに、適格三角合併となる場合、被合併法人の株主(A社株主)には、みなし配当課税が行われなくなる。

これらにより、現行の組織再編税制と統合的な措置が行われることとなる。

この改正は、2007年5月1日以後に行われる合併等について適用される。

## 2 . 事業関連要件の厳格適用

大綱では、共同で事業を行うための組織再編成に該当するか否かを判定する要件である「事業性」及び「事業関連性」(図表 2 参照)について、「運用面での取扱いの明確化を図るため、その判断基準を法令上明記する方向で具体的に検討を行う。」としており、省令で適用基準を明確にするものと思われる。

この記述からは、被合併法人と合併法人との間でのみ事業関連性が判断されることになり、親会社と被合併法人との事業関連性は判断されないことが読み取れる。このような仕組みでは、海外企業が、わが国で実際に事業を行っていない子会社(ペーパーカンパニー)を新設すると同時に三角合併を行うという手段を取ることが難しくなるものと思われる。

## 3 . 非居住者・外国法人株主の取扱い

三角合併により外国親会社の株式の交付を受ける被合併法人の株主が非居住者または外国法人株主(以下「非居住者等株主」という。)であった場合、海外で流通する株式を非居住者等株主が取得することになる。

この場合にも被合併法人株式の譲渡益に課税繰延べを認めると、その後、外国親会社の株式を譲渡した場合に、わが国での課税が困難となる可能性がある。とくに、非居住者等株主がわが国に拠点(恒久的施設)を持たなかった場合に、その可能性は高い。

大綱では、合併等により株主に外国親会社の株式が交付された場合には、恒久的施設を有しない非居住者等株主について、その合併等の時に旧株の譲渡益<sup>2</sup>に対して課税するとしている。

ただし、この取扱いは、非居住者等株主が、国内において行う事業に係る資産として、国内に有する恒久的施設において旧株を管理する場合には適用しないとしている。

この場合、非居住者等株主がその交付を受けた外国親会社の株式を国内において行う事業に係る資産として国内の恒久的施設において管理しなくなったときは、その時に外国親会社の株式を譲渡したもものとして課税するとしている。

この改正は、2007 年 5 月 1 日以後に行われる合併等に適用される。

<sup>2</sup> わが国で課税の対象となっている国内源泉所得に該当するものに限る。

#### 4. タックスハイブン親会社株式対価合併の否認

大綱では、国際的な租税回避を防止するために、以下の措置を講ずるとしている。

企業グループ内の法人間で行われる合併等のうち、軽課税国に所在する実体のない外国親会社の株式を対価とし、国内の合併法人等にも事業の実体が認められないものは、適格合併等に該当しないこととする。

適格合併等に該当しない合併等が行われる場合、交付される対価が軽課税国に所在する実体のない外国親会社の株式であるときは、その合併等の時に株主の旧株の譲渡益に対して課税する。

これら、の改正は、2007年10月1日以後に行われる合併等について適用される。

内国法人が保有する外国子会社<sup>3</sup>の株式を、軽課税国に所在する実体のない外国親会社<sup>4</sup>またはその外国親会社に係る外国子会社に現物出資する場合には、その現物出資は適格現物出資に該当しないこととする。この改正は、2007年10月1日以後に行われる現物出資について適用される。

内国法人の株主が、組織再編成等により、軽課税国に所在する実体のない外国法人を通じてその内国法人の持分の80%以上を保有することとなった場合には、その外国法人に留保した所得を、その持分割合に応じて、その外国法人の株主である居住者及び内国法人の所得に合算して課税する<sup>5</sup>。対象となる内国法人は、組織再編成等の前に少数の株主グループによってその持分の80%以上を保有されていたものに限る。また、内国法人の株主が、組織再編成等により、その内国法人の資産・負債のほとんどすべてを取得した他の内国法人を支配することとなった場合も同様とする。この改正は、2007年10月1日以後に株主が外国法人と通じて内国法人を支配することとなる場合について適用される。

---

<sup>3</sup> 外国子会社合算税制(タックスハイブン対策税制)の適用対象となるものに限る。

<sup>4</sup> その内国法人の持分の80%以上を保有するものに限る。

<sup>5</sup> 合算対象となる所得には、その外国法人に係る外国子会社のうち、軽課税国に所在する実体のないものに留保した所得も含める。